

阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務公募型プロポーザル
実施要領の訂正について

令和7年5月19日付けで公告した阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務公募型プロポーザルにつき、かねてより確認を進めていた諸手続きについて、内容の確認が完了したので、下記のとおり訂正します。

令和7年6月4日

阿南市教育委員会

記

1 訂正資料「阿南中央図書館(仮称)建設工事設計業務公募型プロポーザル実施要領」

2 訂正箇所

① 1ページ「3 スケジュール」

【訂正前】

第2次審査結果通知	令和7年8月7日(木)を予定
仮契約締結	令和7年8月中旬を予定
本契約締結	令和7年9月末頃を予定

【訂正後】

第2次審査結果通知	令和7年8月7日(木)を予定
業務委託契約締結	令和7年8月中旬を予定

② 4ページ「7 参加手続 (1)資料の配布 ウ配布資料」

【訂正前】④ 業務委託仮契約書(案)

【訂正後】④ 業務委託契約書(案)

③ 9ページ「11 契約手続き等 (3)契約の締結」

【訂正前】

(3) 契約の締結

仕様書が確定した後、市は契約予定者から見積書を徴取し、見積金額が第2次審査において提出のあった設計業務見積書(様式第14号)に記載された金額の範囲内であれば、随意契約により仮契約を締結する。その後、市議会定例会において契約の締結についての議案が承認された後、本契約を締結する。なお、市議会定例会において議案が承認されなかった場合は、仮契約は無効となり、市は契約予定者に対し、この仮契約によって生ずる一切の損害についてその責めを負わない。

【訂正後】

(3) 契約の締結

仕様書が確定した後、市は契約予定者から見積書を徴取し、見積金額が第2次審査において提出のあった設計業務見積書(様式第14号)に記載された金額の範囲内であれば、本市の事務手続きを経た上で、随意契約により契約を締結する。